

## 2025年度（2026年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	8,972	保 険 契 約 準 備 金	107,405
預 貯 金	8,972	支 払 備 金	1,949
買 入 金 銭 債 権	2,088	責 任 準 備 金	96,121
有 価 証 券	123,978	契 約 者 配 当 準 備 金	9,333
国 債	18,428	代 理 店 借	59
社 債	11,475	再 保 険 借	3,081
株 式	117	そ の 他 負 債	11,760
外 国 証 券	32,761	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	10,836
そ の 他 の 証 券	61,195	未 払 法 人 税 等	54
貸 付 金	149	未 払 金	186
保 険 約 款 貸 付	149	未 払 費 用	616
有 形 固 定 資 産	144	預 り 金	10
建 物	36	資 産 除 去 債 務	54
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	108	仮 受 金	1
無 形 固 定 資 産	2,254	価 格 変 動 準 備 金	1,028
ソ フ ト ウ ェ ア	2,254	繰 延 税 金 負 債	97
代 理 店 貸	0	負 債 の 部 合 計	123,432
再 保 険 貸	7,429	（ 純 資 産 の 部 ）	
そ の 他 資 産	2,341	資 本 金	15,000
未 収 金	1,469	資 本 剰 余 金	7,964
前 払 費 用	295	資 本 準 備 金	3,000
未 収 収 益	350	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,964
預 託 金	164	利 益 剰 余 金	1,528
金 融 派 生 商 品	41	利 益 準 備 金	121
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	11	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,407
仮 払 金	0	繰 越 利 益 剰 余 金	1,407
そ の 他 の 資 産	8	株 主 資 本 合 計	24,492
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△566
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△566
		純 資 産 の 部 合 計	23,926
資 産 の 部 合 計	147,358	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	147,358

## 貸借対照表 注記事項

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。  
個人保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。  
小区分における責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定幅の中でマッチングさせる運用方針を取っております。
- (3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。  
なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
- (5) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
- (6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (7) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (8) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生した年度に費用処理しております。
- (9) ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建その他有価証券に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
- (10) 当期末において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、第三分野保険の保険料積立金については、平成10年大蔵省告示第231号に定めるストレステスト及び平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める負債十分性テストによる積増し額838百万円を含めております。

なお、責任準備金の一部については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

- (1) 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

- (1) 無形固定資産に計上される自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 2. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、生命保険契約の引受を行うことにより保険契約者から保険料として収受した金銭等を、有価証券を中心とした金融商品に投資し、資産運用を行っております。

生命保険契約の負債特性を踏まえ、長期にわたって安定的に収益確保することを目的に、公社債等の確定利付債券中心のポートフォリオを構築することを基本方針としています。また、経営の健全性を十分考慮し、許容できるリスクの範囲内でその他の証券や外国証券に投資するなど収益の向上を図っております。

### (2) 金融商品の内容及びリスク

当社が保有する金融資産は有価証券が多くを占め、主に国内外の債券及び投資信託を、満期保有目的、責任準備金対応目的、その他の目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスクに晒されている他、外貨建のものは為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は為替リスクをヘッジする目的で行っており、主に外貨建の外国証券を対象とするヘッジ会計を適用しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資産運用リスク管理基準を定め、これらに基づいて金融商品に係る取引を管理しております。金融商品に係る日常のリスク管理は取引の執行部門が所管し、取り扱う金融商品の個別リスクの把握、評価、コントロール及びモニタリングを行い、その状況を資産運用会議に報告しております。また、リスク管理部門は、その状況が基準に定められた要求を満たしているかモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会は、資産運用リスクを含む全社的なリスク管理状況の確認や審議のために開催され、取締役会等に必要な報告を行う体制となっております。

#### ①信用リスクの管理

当社では、資産運用リスク管理基準において信用リスクに関する管理方法を定めております。保有する有価証券の発行体及び預金預入銀行の信用リスクに関しては、信用状況及び投資残高を定期的に把握しております。

## ②市場リスク管理

### (i) 金利リスクの管理

当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動リスクを減殺するために、特定の保険契約群に対応して責任準備金対応債券を設定し、債券のデュレーション（金利変動に対する債券価格変動の程度）と対応する保険契約群における責任準備金のデュレーションを一定の範囲でマッチングさせることとしております。

また、その他有価証券の金利変動リスクに対し、金利変動の諸指標の影響の程度を計測してモニタリングを行っております。

### (ii) 為替リスクの管理

為替リスクの管理に関しては、市場感応度分析等によりモニタリングを行っております。

### (iii) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクの管理に関しては、バリュアット・リスク (VaR)、市場感応度分析、ストレステスト等によりリスク量を計測しモニタリングを行っております。

### (iv) デリバティブ取引

当社では、デリバティブ取引について、ヘッジ目的のみに利用を限定し、為替リスクに対しての為替予約を利用しております。

## 3. 金融商品の時価等に関する事項

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預貯金は主に満期までの期間が短いもの及び満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。加えて、買入金銭債権に含まれるコマーシャル・ペーパー、債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権			
その他有価証券	90	90	—
有価証券			
売買目的有価証券	26,725	26,725	—
満期保有目的の債券	6,851	5,513	△1,337
責任準備金対応債券	15,773	11,355	△4,418
その他有価証券 (*1)	57,196	57,196	—
貸付金			
保険約款貸付	149		
貸倒引当金 (*2)	△0		
計	149	149	—
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4	4	—
ヘッジ会計が適用されているもの	36	36	—

(\*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定適用指針」という。）第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託を含めております。

(\*2) 貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、()で示しております。

(注) 当期末における市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	—
組合出資金等	17,432
計	17,432

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権				
その他有価証券	—	—	90	90
有価証券				
売買目的有価証券				
外国証券				
外国その他の証券	—	5,652	—	5,652
その他の証券	—	21,072	—	21,072
その他有価証券 (*1)				
公社債				
社債	—	5,586	3,093	8,679
株式	—	117	—	117
外国証券				
外国公社債	—	5,592	2,486	8,078
外国その他の証券	—	1,551	—	1,551
その他の証券	—	20,202	—	20,202
資産計	—	59,775	5,669	65,444
デリバティブ取引 (*2)				
通貨関連取引	—	41	—	41
デリバティブ取引計	—	41	—	41

(\*1) 時価算定適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託を除いております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、()で示しております。

## (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
公社債				
国債	4,144	—	—	4,144
社債	—	483	—	483
外国証券				
外国公社債	—	886	—	886
責任準備金対応債券				
公社債				
国債	8,813	—	—	8,813
社債	—	2,053	—	2,053
外国証券				
外国公社債	—	488	—	488
貸付金	—	—	149	149
資産計	12,957	3,910	149	17,018

## (3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## ①買入金銭債権

取引金融機関又はブローカー等から提示された価格（市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額）をもって時価としており、当該価格に使用されたインプットに基づき、レベル2又はレベル3に分類しております。

## ②有価証券

株式については、取引所の価格をもって時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を使用しているものはレベル1に分類し、それ以外の場合はレベル2に分類しております。市場価格のある債券については、市場価格又は市場価格を基に算定された価額をもって時価としており、国債はレベル1、それ以外はレベル2の時価に分類しております。市場価格のない私募債については、元金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて算定した価額、又はブローカー等から提示された価格をもって時価としており、算定にあたり重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。投資信託については、取引金融機関等から入手した基準価額等をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

## ③貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

## ④デリバティブ取引

外国為替予約は、先物為替相場を基に算定された価額によっており、レベル2に分類しております。

## (4) 投資信託財産が不動産である投資信託に関する情報

時価算定適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託の貸借対照表計上額は18,567百万円であり、期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	有価証券
	その他有価証券
期首残高	17,277
当期の損益又は評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金に計上	539
売却、購入、発行及び決済の純額	750
期末残高	18,567

(5) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察出来ない インプット	インプットの範囲
有価証券 其他有価証券	割引現在価値法	割引率	2.6%～5.3%

②期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	買入金銭債権	有価証券	合計
	其他有価証券	其他有価証券	
期首残高	302	3,990	4,292
当期の損益又は評価・換算差額等			
其他有価証券評価差額金に計上	1	△11	△9
売却、購入、発行及び決済の純額	△213	1,600	1,386
期末残高	90	5,579	5,669

③時価の評価プロセスの説明

当社は資産運用部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定め、それに沿って時価を算定しております。また、算定された時価については、資産運用部門から独立した部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、TORFやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

5. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、15,069百万円であります。

6. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は0百万円、危険債権は0百万円であります。なお、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は207百万円であります。

8. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は28,246百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

9. 関係会社に対する金銭債権の総額は167百万円、金銭債務の総額は111百万円であります。

10. 繰延税金資産の総額は2,641百万円、繰延税金負債の総額は569百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した金額は2,169百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,950百万円、価格変動準備金297百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、組合出資金567百万円あります。  
当期における法定実効税率は28%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、評価性引当額の増減14.2%であります。

1 1. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	7,639百万円
当期契約者配当金支払額	7,117百万円
契約者配当準備金繰入額	8,811百万円
当期末現在高	9,333百万円

1 2. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は833百万円であり、支払備金から控除しております。

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は11,366百万円であり、責任準備金から控除しております。

1 3. 責任準備金には、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金2,101百万円を含んでおります。

1 4. 1株当たりの純資産額は、16,166円41銭であります。

1 5. 契約の諸条件に照らして、以下の①②に該当する一定の再保険契約（保険業法施行規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）に係る未償却出再手数料（受再保険会社から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。）の当期末残高は3,579百万円であります。

①未償却出再手数料及びこれに附帯して支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②保険契約に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること。

1 6. 当社は、従業員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度を設けており、要拠出額は26百万円であります。

1 7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2025年度 ( 2025年 4月 1日から ) 損益計算書  
 2026年 3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 取 益	57,705
保	保 險 料 等 収 入	50,260
	保 險 料	33,981
再	保 險 収 入	16,278
資	産 運 用 収 益	7,359
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	2,485
	預 貯 金 利 息	101
	有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金 息	2,356
	貸 付 金 利 息	4
	そ の 他 利 息 配 当 金	23
	有 価 証 券 償 還 益	9
	為 替 差 益	103
	そ の 他 運 用 収 益	2
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	4,758
	そ の 他 経 常 収 益	86
	そ の 他 の 経 常 収 益	86
経	常 費 用	47,796
保	保 險 金 等 支 払 金	34,471
	保 險	11,550
	保 年 給	617
	解 約 付 戻 金	1,573
	そ の 他 返 戻 金	2,887
	再 保 險 料	1,224
責	任 準 備 金 等 繰 入 額	16,618
	支 払 備 金 繰 入 額	4,773
資	責 任 準 備 金 繰 入 額	35
	産 運 用 費 用	4,738
	支 払 利 息	1,347
	有 価 証 券 売 却 損	60
	有 価 証 券 償 還 損	454
	金 融 派 生 商 品 費 用	16
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	520
	そ の 他 運 用 費 用	0
事	そ の 他 業 務 費 用	296
	税 減 所 の 他 の 経 常 費 用	6,320
	税 減 所 の 他 の 経 常 費 用	882
	税 減 所 の 他 の 経 常 費 用	158
	税 減 所 の 他 の 経 常 費 用	723
	税 減 所 の 他 の 経 常 費 用	0
経	常 利 益	9,909
特	別 損 失	0
	固 定 資 産 等 処 分 損	0
契	約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	8,811
税	引 前 当 期 純 利 益	1,098
法	人 税 及 び 住 民 税 額	304
法	人 税 等 調 整 額	167
法	人 税 等 調 整 額	471
当	期 純 利 益	627

## 損益計算書 注記事項

### 1. 重要な会計方針

(1) 保険料等収入は、次のとおり計上しております。

保険料のうち初回保険料は、原則として収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、当期末において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

再保険収入は、再保険協約に基づく受取事由が当期に発生したものについて、これに定める金額により計上しております。

(2) 保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、これに定める金額を支払った契約について、当該支払金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、当期末において支払義務が発生したもの、または未だ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等支払金として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

再保険料は、再保険協約に基づく支払事由が当期に発生したものについて、これに定める金額により計上しております。

2. 関係会社との取引による費用の総額は638百万円であります。

3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券378百万円、外国証券76百万円であります。

4. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は30百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は1,515百万円であります。

5. 金融派生商品費用には評価益が1,218百万円含まれております。

6. 1株当たりの当期純利益は423円77銭であります。算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに627百万円、普通株式の期中平均株式数は1,480千株であります。

7. 再保険収入には、貸借対照表の注記第15項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額が6,086百万円含まれております。

このうち団体信用生命保険に関する修正共同保険式再保険に係る再保険収入の内訳は、契約者配当準備金調整額1,440百万円、再保険金1,086百万円、その他699百万円であります。

8. 再保険料には、貸借対照表の注記第15項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額が5,126百万円含まれております。

9. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万 円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	SBI FinTech Solutions 株式会社	—	社債の引受	社債の償還	1,500	社債	—
				利息の受取	6	未収収益	—
親会社の子会社	SBI VCトレード株式会社	—	社債の引受	社債の引受	2,000	社債	1,999
				社債の償還	1,200		
				利息の受取	51	未収収益	23

取引条件及び取引条件の決定方針等

社債利率については、市場金利等を勘案し協議の上で決定しております。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。